

各位

確定申告期限の延長にかかる本会の対応について

先般、国税庁から発表がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限については、令和2年4月16日(木)までの延長が決定しております。

これを受け、本会の確定申告指導会場の運営につき検討致しました結果、次のとおり対応することと致しました。会員の皆様をはじめ関係各位におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○継続した人員確保等が困難であることから、**青色会館3階にて実施中の「確定申告指導会場」**につきましては、**当初の予定どおり3月16日(月)をもって終了**致します。

令和2年3月17日(火)以降

○3月17日(火)以降の申告指導は次のとおり対応致しますが、遺憾ながら会場の規模は大幅に縮小せざるを得ず、**ごく限られた設備と人員での対応となりますので、3月17日以降のご来場の際には大変なご不便をおかけしてしまいます**ことを、何卒ご了承ください。会員の皆様におかれましては、**できる限り3月16日(月)までにご来場**くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

期 間	会 場	受 付 時 間
令和2年 3月17日(火)～3月30日(月) ※期間中の土日祝は休館	青色会館 3階	午前9時～午後3時 (正会員は午後4時まで) ※午前9時の受付開始までは、 安全管理のため会場フロア にはご入場いただけません。

◇**3月31日(火)以降の申告指導については、現在未定です。**

◇前年分控などを参考に、**決算書及び医療費の明細書は事前にご記入いただき、申告に必要な資料をご準備のうえ、ご来場ください。**

◇上記期間中の申告指導における申告書の提出方法につきましては、指導の効率化と機材の問題から、**国税庁HPを利用した紙面提出のみ**とさせていただきます。

◇ご来場の際には、感染予防のため、できる限りマスクの着用等にご協力いただき、発熱等の体調不良が見られる方は来場をお控えくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。